

詳しくは募集案内をご覧ください。

各50人 先着順

入学一時金 30万円

月額奨学金 3万円/月

この奨学金は、本多静六博士 から寄贈された森林を活用して 設立した基金を基に、学生の皆 様の進学等に必要な費用として 貸与しているものです。

本多静六博士

日本初の林学博士 埼玉県久幸市(旧菖蒲子)田身



お問い合わせ

埼玉県 農林部 森づくり課 総務・森林企画担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

图主 II 植劇祭 # TEL: 048-830-4300 (直通) Mail: a4300-18@pref.saitama.lg.jp (本多群六與学会) 検索。





目 次

Ι	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	本多静六博士について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ш	本多静六博士奨学金制度について 1 出願資格	4 5
IV	出願手続き	7 7 8
V	出願書類の書き方(記入例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
VI	収入の要件について ・・・・・・・・・・・・・ 1	5
VII	生計維持者について ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
VIII	選考について ・・・・・・・・・・・ 1	7
© L	出願書類チェック表 ······ 1	9
IX	願書等様式	0
X	変更手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	6
(💈	考)奨学金の予約採用決定時から返還終了時までの提出書類について ・・・ 2	7
ታ ‹	あろ御質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	Ջ

I はじめに

この奨学金は、本多静六博士から寄贈された森林を活用して設立した基金を基に、学生の皆様の進学等に必要な費用として貸与しているものです。

給付ではなく貸与のため、奨学生だった先輩方からの返還金が次の奨学生の奨学金になります。

皆様の御理解・御協力により、60年以上にわたり、延べ2,000人以上の方々に奨学金を貸与することができました。

この奨学金が給付ではなく貸与であることなど、この奨学金の制度について十分理解した上で御利用ください。

貸与から返還までの例 ()のページに詳細があります。

【貸与】

Aさん **18歳**。4月から4年制大学へ進学したいと考え、 入学一時金30万円と月額奨学金3万円の貸与を希望し、 願書などの<u>必要書類を提出。2月末に予約採用の通知が届きました</u>。 (7頁 IV出願手続き) (17頁 VII選考について)

Aさんは正式採用のための書類を提出すると 入学一時金30万円が口座に振り込まれました。

Aさんは、卒業する間、毎年4月に在学証明書を提出し、(5頁 4要学金の貸与について) 4月と10月に口座に振り込まれた月額奨学金180,000円(6ヶ月分)を利用しました。

【返還】



Aさん22歳。卒業が決まりました。

最終的にAさんの口座には、4年間で入学一時金と月額奨学金の

合計 1,740,000 円が振り込まれました。

(6頁 *返還の例*)

卒業と同時に就職が決まりました。

月給の手取りは20万円でした。

Aさんは返還する年度を1年間据え置くことを希望し、<u>借用証書を提出</u>しました。 (6頁 返還が生じた際に発生する事項)

Aさんが24歳の7月と12月に、

108,750円の納入通知書兼領収書が届き、借りたお金を返し始めました。

(5頁 5返還について【重要】)

毎年2回、108,750円の入金を8年間続け、

Aさんが 3 1 歳になる年に全額返し終わりました。(6頁 *返還の例*)

他の奨学金等との併用は可能ですが、返還時の負担を十分考慮して利用しましょう

II 本多静六博士について

1 本多静六博士と本多静六博士奨学金について

本多静六博士は、慶応2年(1866年)7月2日、現在の久喜市(旧菖蒲町)に生まれ、日本最初の林学博士として、明治神宮の森の造営、日比谷公園、大宮公園等全国各地の都市公園の設計を手がけるなど、数多くの功績を残した本県の郷土の偉人の一人です。

県は、昭和5年に博士から寄贈された、県の西部、秩父市(旧大滝村)の中津川地域の森林を博士から 提示された「寄附希望条件」により活用して、本多静六博士奨学金を設立し、昭和29年から貸与を行っ ています。

2 本多静六博士のおいたち

博士は、9歳のとき父を失い、貧しかったため正規の学校教育が受けられず、農業を手伝いながら勉強し、17歳になって東京山林学校(東京大学農学部の前身)に入学しました。博士は、期末試験に落第したことで自殺をはかりましたが死にきれず、思い直して必死に勉強し、ついには最優等生となりました。

この結果、人間は努力さえすれば、必ず成功すると固く信じ、一心不乱に勉強に励みました。

そして明治23年、東京帝国大学農科大学の卒業を待たずにドイツのミュンヘン大学に留学して財政学を専攻し、ドクトルの学位を得ました。やがて、明治25年帰国すると、すぐに母校の東京大学で造林学と林政学の講座を担当して、以後35年間学生の教育と研究に当たりました。その間、明治32年には、日本で最初の林学博士になりました。

博士の業績を挙げると、本多大造林学19編の編さん、熱帯林業に関する研究、造園学・庭園学等の400巻以上に及ぶ著書の刊行、保安林の創設についての尽力、造園事業等数多くあります。また、郷土埼玉のためにも力を注ぎ、埼玉県が水力・山林・石灰岩の資源に恵まれていることに注目し、発電事業、旧秩父セメント株式会社の設立等にも力をつくしました。

このように、博士は人の2倍も3倍も働き、常に努力することによって逆境を打開し、学問に、実業に成功し、数多くの実績を収めたのです。そして晩年になっても、人生学・経済学など多くの書物を著し、昭和27年(1952年)、85歳でこの世を去りました。

◎寄附希望条件

- 一本林中の一部中津川本流に沿いたる景勝地の森林は、風致林として永く保存せられ、且つ、林道開さく其の他により該地方の開発を図られ度き事
- 二 本林御経営の上、純益の一半を積立て利殖し置き、総額100万円に到りたる上は、秀才教育の財団法人 を組織せられ度き事
- 三 右財団は、年々生ずる利子の4分の1以上を元資金に加えられ度き事
- 四 該財団の元資金より年々生ずる利子の4分の3以内をもって、先ず苦学生中の秀才に補助し進んで一般教育並びに学術研究の資に供せられ度き事

◎中津川県有林

中津川県有林(秩父市)のある区域は、荒川の重要水源地帯に位置しているので、水資源のかん養や県土の保全のうえから重要な役割を果たしているばかりでなく、秩父多摩甲斐国立公園区域内に指定され、環境保護の役割も担っています。ブナ、シオジ、カエデ、モミ等の天然林が多く、奥地には原生林も残っています。

人工造林地は総面積の約39%を占め、スギ・ヒノキ・カラマツ等が植えられています。

県は、博士から寄贈された 2,632ha を含めた、3,010ha (東西約 10 km、南北約 9 km) を本多静六博士育英基金の基本財産として管理経営しています。

1 出願資格

(1)人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐 え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある 者。

- (2)住所が次のア・イのいずれかに該当する者
 - ア 高等学校またはこれに準じる教育課程在学者にあっては、出願時に県内に住民登録されている者。
 - イ 高等学校若しくはこれに準じる教育課程を修了した者は、最終年次に県内に住民登録されていた者。
- (3)学校教育法で定める次のアからエのいずれかの学校(以下学種という)に入学・編入学を希望する者、又は、既に在学している者※高等学校専攻科、通信制の学校は除く。
 - ア 大学院
 - イ 大学
 - ウ 短期大学
 - エ 専修学校専門課程 (学校教育法第124条、第125条で定める学校の専門課程で2年以上の課程のもの)
- (4)成績が別に定める基準を満たす者 (詳細は「2成績の要件」(4頁)参照)
- (5)学校長等から推薦を受けた者(詳細は「3推薦の要件」(4頁)参照)
- (6)出願人の生計維持者の「貸与額算定基準額」が、「収入基準額」以下であること。 (詳細はVI 収入の要件について」(15頁~)参照)
- (7)その他
 - ア 40歳未満(令和6年4月1日時点)の者
 - イ 過去に本多静六博士奨学金の貸与を受けていない者
 - ウ 学校を卒業した者にあっては、卒業後5年以内の者

〔留意点〕

○住所について

高等学校を卒業してから埼玉県に転居してきた者は該当しません。

○大学院について

貸与期間は、修士課程は2年、博士課程は3年とします。最短修業年限が、貸与期間と異なるときは申し出てください。

- ○専修学校専門課程とは次の条件等を満たしているものをいいます。
 - 1 授業時間 年間800時間以上
 - 2 生 徒 数 教育を受けるものが常時40人以上いること
 - 3 入学資格 高等学校若しくはそれに準ずる学校を卒業した者
- ○対象外となる者について
 - 1 奨学金の交付期間が1年未満となる者
 - 2 入学・編入学又は在学している学校の聴講生
 - 3 入学・編入学又は在学している学校の修学時間が夜間に限られる学校で在学期間中も一定の収入を確保 することが可能であると認められる学校の者

2 成績の要件

5段階評価に換算して算出します。判断が難しい場合は森づくり課までお問い合わせ下さい。

- (1) 高等学校の学習成績が要件となる者
 - 1 高等学校3年生 高等学校1年生~3年生の第一学期までの学習成績
 - 2 高等学校を卒業した者高等学校在学時(1年生~3年生)の学習成績

3 大学・短大・専修学校の1年次に在学している者 高等学校在学時(1年生~3年生)の学習成績 (注意)推薦書は、出願時に在学している学校の長の推薦書を提出してください

全教科の平均が 3.5以上

(2) 大学等の学習成績が要件となる者

- 1 大学・短大・専修学校の2年次以上の者 1年次から前年度までの学習成績
- 2 大学院の1年次の者 大学在学時(全ての学年)の学習成績
- 3 大学院・大学・短大・専修学校を卒業した者 在学時(全ての学年)の学習成績

※学内で上位 2分の1以内

3 推薦の要件

学校長等の推薦者は、成績、人物、健康の3点について評価し、推薦書(様式第2号)に 具体的に記入してください。(参照:3推薦書(10頁)及び記入例(13頁))

	推薦条件	留意点
成績	学習成績が優良であること	_
		学修意欲のある者であること
	学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学	留年や仮進級していない又はその恐れが
人物※	生としてふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が	ないこと
八初次	伴うことを自覚し、かつ、将来良識のある社会人と	停学等の処分を受けていないこと
	して活動できる見込みがある者	性行不良等、学校内外の規律を乱す行為
		を行っていないこと
		健康については、修学上支障がなければ
健康	修学に十分耐え得ると認められる者	応募できます。推薦者は健康診断の結果
		などを参考にして推薦してください。

※人物については、推薦者(または推薦者から委任を受けた者)が必ず面談を行って評価してください。なお、面談実施日を推薦書に記載してください。

4 奨学金の貸与について

	入学一時金 (採用 5 0 名)	月額奨学金(採用50名)			
金額	30万円以内(無利子貸与)	月額3万円以内(無利子貸与)			
		入学・編入学又は在学する学校、学部等			
期間	出願から概ね2か月後以降	の所定の修業年限			
初 [印]	山順から帆442 かり後以降	出願時に既に在学している場合は残り			
		の修業年限			
貸与方法	奨学生名義の銀行口座に振込	年2回、6か月分をまとめて奨学生名義			
貝子刀伍	央子生石我の銀行口座に派囚	の銀行口座に振込			
振込月	出願から概ね2か月後以降	概ね4月中(4~9月分)			
1)以公月	山線がり帆ねるが月後以降	10月中(10~3月分)			
	在学証明書				
	毎年4月上旬に在学する学校から	新年度の「在学証明書」を取得し、提出			
在学中提出	してください。在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給				
する書類	を開始します。				
	提出されない場合は、支給を停止、または返還手続きの開始をします。				
	なお、「学生証」の写しは認められません。				

入学一時金と月額奨学金は併用できます。その他の奨学金制度等との併用もできます。

5 返還について【重要】

奨学金は貸与であり、貸与終了後は、返還の義務が生じます。

貸与期間の2倍の年数の期間(最長12年以内)において均等半年賦で返還していただきます。具体的な返還については、次のとおりです。

貸与種類	返還の開始時期と返還期間	返還時期
7 学 . 吐 会	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度か	
入学一時金 のみ	ら、2年以内に入学一時金の全額返還をしてくだ	
<i>0) o</i>	さい。	
月額奨学金		年2回
万 假夹 于 亚	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度か	7月末と12月末
入学一時金	ら、貸与期間の2倍の年数の期間で奨学金の全額	
+	返還をしてください。	
月額奨学金		

返還が生じた際に発生する事項

	貸与終了時に連帯保証人と連署・押印した「奨学金借用証書」(様						
借用証書の提出	式第7号)を提出していただきます。						
	(様式については、森づくり課から送付します。)						
	年2回、返還月の上旬に「納入通知書兼領収書」が送付されます。						
	記載の納入期限までに「納入通知書兼領収書」と返還金を銀行等金						
返還方法	融機関の窓口(ATM、ネットバンクも可能)に持参して納入して						
	ください。						
	なお、口座引落としの制度はありません。						
	正当と認められる事由がなく返還の納入期限に遅延したときは、遅						
	延日数に応じて年7.25%の割合で延滞利息が発生します。						
延滞利息	延滞利息は元本納入後、別途請求します。						
	7.25%の延滞利息の具体例						
	半年賦額108,750円 納期限8月1日の場合8月6日で108円の延滞金が発生し						
	ます。元金108,750円を返還しなければ、1日で約21円ずつ増えていきま						
	奨学金の返還が滞った場合には、返還事務に必要な範囲で、奨学金						
個人情報の取得	借受者及び連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個						
	人情報を市区町村長から取得し、保有、利用することがあります。						

返還の例 特別な事情がある場合、期間の延長や返還方法の相談を随時受け付けています

貸与種類	貸与年数	貸与総額	返還年数	半年賦額	年間総返還額
入学一時金	_	3 0 万円	2年	7 5, 0 0 0	150,000円
のみ				円	
	1年	36万円	2年		
	2	7 2	4	0.0.00	
月額奨学金	3	108	6	90,000	180,000円
71成人1亚	4	1 4 4	8	円	100, 000,
	5	1 8 0	1 0		
	6	2 1 6	1 2		
入学一時金	2年	102万円	4年	1 2 7, 5 0 0	255,000円
	3	1 3 8	6	1 1 5, 0 0 0	230, 000
+	4	174	8	108,750	217, 500
月額奨学金	5	2 1 0	1 0	105,000	210,000
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	6	2 4 6	1 2	102, 500	205,000

「半年賦額」欄の金額が、1回に返す金額です。 なお、月額奨学金は3万円を借りた場合を想定しています。

IV 出願手続き

1 出願方法

出願書類の	令和6年9月4日(水)から令和7年1月31日(金)(必着)
受付期間	郵送または持参(郵送の場合は「簡易書留」で送付し、送達日時を確認してください)
提出先	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 農林部 森づくり課 総務・森林企画担当(埼玉県庁本庁舎5階) 〔問合せ〕TEL 048-830-4300(直通)

2 出願書類

種類 (名称)	様式	参照ページ及び参考	備考
奨学生願書	様式第1号	参照:「V出願書類の書き方」(9頁) 参照:記入例 1 (11頁)	出願人が記入
奨学生志望理由	_	参照:記入例2(12頁)	出願人が記入
合格通知書の写し	_	進学先が決定している方は、合格が確認できる 書類の写しを提出(原本不要)	該当者のみ
成績証明書	_	6か月以内に交付された未開封のもの (開封されていた場合は無効) ※調査書での代用可 ※高卒認定の方は、合格成績証明書を提出 参照: 2成績の要件(4頁)	学校等に作成を 依頼
推薦書	様式第2号	開封されていた場合は無効 参照:3推薦の要件(4頁) 参照:3推薦書(10頁) 参照:記入例3(13頁)	学校等に作成を 依頼
本人及び世帯員に 関する調書	別紙 1	参照:「VI 収入の要件について」(15 頁) 参照:記入例4(14 頁)	出願人が記入
住民票	_	・世帯員全員の本籍及び続柄が記載されているもの・6か月以内に発行されたもの・マイナンバーの記載がないもの	市町村役場で 取得
(市町村民税) 課税証 明書又は非課税証明書		令和6年度(令和5年分)のもの	市町村役場で 取得
連帯保証人に関する書類	_	参照: (2)必要な書類(8頁) 出願時に連帯保証人が決まっていない場合、書 類がそろっていない場合、願書にその旨を記載	_

[※] 願書受付順(全ての必要書類が不備なく提出された順)に、3項の出願資格について審査を行い、予 約採用者を決定します。予約採用者が定員を上回った場合、補欠採用となります。

3 連帯保証人について

本多静六博士奨学金の貸与には、連帯保証人様1名が必要です

(1) 連帯保証人の要件(以下のア〜カをすべて満たしている方)

- ア 貸与返還期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。(非課税の方は不可)
- イ 現在、出願人を保護又は扶助していない方。(出願人の父母は不可)
- ウ 出願人の配偶者でない方。(結婚する予定の方も除きます)
- エ 出願時に成年で独立の生計を営み、65歳未満の方。
- オ 以前に「本多静六博士奨学金」の貸与を受けている場合、その返還が終了した方
- カ 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない方
- ※審査の結果、連帯保証人の変更を求めることがあります

(2) 必要な書類

		連帯保証人は願書の内容を確認して、記名してください。			
	連帯保証人が	出願人は下記の「予約採用後の必要書類」のア・イ・ウの書			
出願時の	決まっている場合	類を提出	類を提出してください。		
必要書類	次ようでいる場合	出願期間	内に書類が間に合わない時は、その旨願書の余白		
		に記入し	、後日提出してください。		
	連帯保証人が未定の場合	連帯保証	人が未定の旨、願書の余白に記入してください。		
	ア 連帯保証人の住民票		6 か月以内に交付された本籍及び続柄が		
	(マイナンバーが掲載されていないもの)		記載されているもの		
	イ 連帯保証人の直近の		所得に関する証明。 非課税の方は不可		
予約採用	(市町村民税) 課税証明書	<u></u>	が行に関する証明。 非談院の力は不可		
後の必要	ウ 連帯保証人の印鑑登録	禄証明書	6か月以内に交付されたもの		
書類			連帯保証人は誓約書の内容を確認して、出願人と		
	エ 誓約書 (予約採用通知と同封されて郵送されます)		連帯保証人がそれぞれ記名、 連帯保証人は実印		
			(上記 ウで登録されている印)を押印 してくださ		
			V ₀		
提出期限内に必要書類が提出されないと、予約採用を取り消す場合があります。					

(3) その他(必ず、連帯保証人になる方と一緒に確認してください)

ア 返還について

奨学金借受者からの奨学金の返還が確認できない場合は連帯保証人に通知し、返還が滞った場合は 連帯保証人に返還を求めます。

イ 連帯保証人について

連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

連帯して返還の責任を負うとは、奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。

連帯保証人は、正式採用から奨学金の返還終了までの間を保証していただきますので、原則として、その途中で一方的に辞退や変更をすることはできません。また、返済が滞った場合に発生する<u>延滞金</u>(遅延損害金)についても、**奨学生本人と同等の返済の責任**があります。

ウ 個人情報の取得について

借受者からの奨学金の返還が滞った場合、返還事務に必要な範囲で住所及び連絡先を確認するために 必要な連帯保証人の個人情報を市区町村長や金融機関等から取得し、保有、利用することがあります。

V 出願書類の書き方

1 願書

記入例1 (11頁)を参照して以下に注意して記入してください

(1) 住所について

埼玉県以外に住居地を有する場合は、都道府県名から記入してください。 電話番号は、<u>出願人本人と保護者の携帯電話や、保護者の勤務先・事業所等についても</u>記入 してください。 (当課から、日中連絡をすることがあるため)

(2) 在学校、出身校について

在学生は、在学校名と在学年を記入し、○印で囲んでください。 卒業生は、卒業した学校名を記入し、卒業の欄を○印で囲んでください。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格者について

高等学校卒業程度認定試験に合格した方は、合格年度を記入し○印で囲んでください。 大学入学資格検定に合格した方も同様に、その合格年度を記入し○印で囲んでください。

(4) 進学志望校について

進学希望校の学校名を記入してください。 学部・学科・課程を記入してください。 修業年限を記入してください。

(5) 希望事項について

入学一時金

希望額(30万円まで)を記入してください。

月額奨学金

希望額(3万円まで)を記入してください。 希望する期間(修業年限以内)を記入してください。

(6)連帯保証人について

奨学金の返還終了まで連帯保証人を依頼する方を記入してください。 ※予約採用後、出願人と連帯保証人は誓約書に記名・連帯保証人の実印押印をしていただきます。

(7) 保護者について

出願人が未成年者(18歳未満)の場合は必ず保護者が記入内容を確認のうえ記名してください。電話等で保護者の同意を確認する場合があります。

2 奨学生志望理由

記入例 2 (12頁)を参照して記入してください。

3 推薦書

推薦者は記入例3 (13 頁)、「2成績の要件」及び「3推薦の要件」(4頁)を参照して記入してください。

出願時に学校に在学している者は在学している学校の長、学校を卒業し出願時に在学していない者は卒業した学校の長、その他の者は居住地の市町村長の推薦書を密封して提出してください。

※学校を卒業した者の出願資格は、卒業後5年以内です。

出 願 人	推薦者	
高等学校	在学	在学している高等学校の長
同等子仪	卒業	卒業した高等学校の長
大学院・大学・短大・専修学校	在学	在学している学校の長
八子院・八子・短八・号修子仪	卒業	卒業した学校の長
その他の者		居住地の市町村長

4 本人及び世帯員に関する調書

記入例4(14頁)を参照して記入してください。

記入例 1

様式第1号

出身

(第2条関係)

読めるように丁寧に書いてください

書 奨 学 生. 願

さいたま たろう **埼玉 太郎** (ふりがな) 名

平成 **18**年 **6**月 **4**日生

所 〒****ー**** さいたま市浦和区高砂△-〇〇-口*

電話 048-***(自宅) 090-******(本人携帯)

(学部・科等まで)

校 県立 〇〇〇〇高校 普通科

在学年3年生

高等学校卒業 程度認定試験

業 卒

年度 合格

(学部・科等まで)

私立 〇〇〇大学 法学部 法律学科 修業年限 **4** 年

進学志望校 300,000 入学一時金

円

円

希望 事項 月額奨学金

月額 30,000

令和 7年 4月から 令和 11年 3月まで

私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので出願します。

期間

なお、採用された場合には、本多静六博士奨学資金の貸与に関する条例及び規則を遵 守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際 は、遅滞なく返還することを誓約します。

*令和6*年 1 0 月 1 日

本 名 **埼玉 太郎**

私は、上記の者に貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して 責任を負います。

*令和6*年 1 0月 1日

連帯保証人

氏 名 考述 明子

(あて先) 埼玉県知事

	住 所	ᇎ	= xxx-xxxx			電話 xxx-xx	xx-xxx
連帯		ולו	埼玉県〇〇市〇〇	1 – 1	00マン	<i>、ションB-</i>	101
保証人		しと関係	叔母	生年 月日		昭和 4 0 年	≇ 8 月 26 日生
保護者	本人が 🏪 🦯	= xxx-xxxx			電話 048->	***-***(自宅)	
※本人が 未成年者		さいたま市浦和区間	高砂△一〇	00-0	7 <i>090-**</i> >	******(<i>父</i> 携帯)	
の場合	氏	名	<i>埼<u></u>玉</i>	博		本人との 関係	Ý

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

記入例2

奨学生志望理由

(ふりがな)	さいたまたろ:	j	
氏 名	埼玉 太郎	平成 18年6	月 4 日生 18 歳
在学(学部・科等ま	で)	在学年 3	年生 大学入学資格検定
	7 0000高校 普遍	通科	年卒 年度 合格
(学部・科等ま	で)		決定
進学志望校 私 か	· OOO大学 法学問	部 法律学科	(未定)
714 -11			
(● 次	この内容により、 <u>100字</u>	以上で記入してください	, 。
1 高	等学校3年生·既卒	者	
① 進	学先を選んだ理由		
② 卒	・業後の進路		
2 大	学生等		
① 在	学している学校の分野	アを選んだ理 由	
② 卒	- 業後の進路		
5			

※ 太枠内に記入してください。

記入例3

様式第2号(第2条関係)

推薦書

在 学 校 (出身校)	埼玉県立〇〇〇〇高校
氏 名	埼玉 太郎 ※出願人名を記入して〈だ さい。
住所	※出願人の住所を記入してください。 さいたま市浦和区高砂△-○○-□
推薦理由	1 成績の要件 出願人の成績が基準を満たしているか評価し、推薦書に具体的に記入してください。 ①高等学校3年生・高卒:3.5以上 ②大学生等:学内で上位2分の1以内又はGPA2.5以上 ※出願人が大学等の1年次に在学している場合は、②のみの内容になります。 2 推薦の要件について 出願人の人物・健康が基準を満たしているか評価し、推薦書に具体的に記入してください。 ①態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること ②修学上支障がない健康状態であること ②修学上支障がない健康状態であること ※推薦書を記入した方の職氏名及び面談実施日を記入してください。
記入者職氏名 面 談 日	第3学年担任 〇〇 〇〇 (面談日令和6年〇月〇日)

上記のとおり本多静六博士奨学生として適当と認め、推薦します。

令和6年10月○○日

※推薦者は学校の 長としてください。

推薦者 埼玉県立〇〇〇高等学校 校長 〇〇 〇〇

(あて先)

埼玉県知事

加 孤 「

本人及び世帯に関する調書

1 本人について

	氏名 生計 維持者		生年月日	年齢	学校名	在学年	卒業 年度	高等学校 卒業程度 認定 合格年度
	埼玉 太郎		平成18年6月4日	18	県立〇〇〇〇高校 普通科	3		
本人		志望校		決定・ 未決定	(未決定の場合) 合格発表日	Ę	事務局記.	入欄
	第一志望校	私立 法学	〇〇〇大学 部 法律学科	未決定	令和6年12月4日			
	第二志望校							
	第三志望校							

- ※「生計維持者」欄は、出願者本人が生計維持者の場合〇をつけてください。
- ※出願者本人が生計維持者の場合、裏面の生計維持者が1人となる理由を記入してください。

2 世帯員について (出願時点で出願者と同一生計の人を記入してください。)

	H 10 341	7 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				0 ,	
続柄	氏名	生計維持者	生年月日	年齢	備考 (出願者と別居の場合は、 住居地を記載)	扶養	事務局記入欄
父	埼玉 博	0	昭和42年4月2日	55			
母	埼玉 道子	0	昭和42年3月22日	55			
祖父	埼玉 勇		昭和18年11月10日	78			
姉	埼玉 彩子		平成9年6月6日	25			
弟	埼玉 次郎		平成22年4月15日	12		0	

- ※「生計維持者」欄は、生計維持者に〇をつけてください。原則として父母(2名)です
- ※生計維持者が1名となる場合は、16頁の「WI 生計維持者について」を参照し、裏面の生計維持者が 1人となる理由を記入してください。
- ※「扶養」欄は、令和5年12月31日時点で生計維持者の扶養となる子に〇を付けてください。

3	その他特別な事情がある場合は、	以下に記入してください。

VI 収入の要件について

出願人の生計維持者の「貸与額算定基準額」が、「収入基準額」以下であることが必要です。

1 生計維持者について

父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。

離婚等だけでは、父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケースに該当しない場合があります。詳しくは、次頁「WII 生計維持者について」を参照してください。

2 貸与額算定基準額について

貸与額算定基準額とは、以下の計算式で算出される額です。

貸与額算定基準額(a) = (課税標準額) $(a) \times 6\%$ - (市町村民税調整控除額)(b) - (多子控除)(c) - (ひとり親控除)(d)

- (a)市町村民税所得割が非課税の場合は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額は0円とします。
- (b)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に 3/4を乗じた額とします。
- (c)生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。
- (d)ひとり親世帯に該当する場合は、40,000円を控除します。
- ※ 収入については、令和5年(1月~12月)の収入に基づく令和6年度住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。
- ※ 生計維持者が、出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し所得が大幅に減少している場合は、森づくり課までお問い合わせください。

3 収入基準額について

収入基準額は、381,500円とします。

VII 生計維持者について

1 父母がいる場合は、原則として父母2名が生計維持者となります。

離婚等だけでは、父又は母のいずれか1名を生計維持者とするケースに該当しない 場合があります。

例えば、以下のケースでは、生計維持者は2名となります。

- ・出願人が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、 親権者である父と別居している場合は、生計維持者は親権者を含めた父母2名
- ・離婚した(又は死別により)父又は母が再婚(事実婚を含む)し、出願人と再婚相 手が同一生計の場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手2名
- 2 以下に該当等する場合は、「本人及び世帯に関する調書」の裏面「生計維持者が1人と なる理由」を記入してください。
 - (1) 生計維持者が父又は母のいずれか1名となる場合
 - (2) 生計維持者が父母以外の親族等となる場合
 - (3) 生計維持者が出願人(独立生計者)となる場合

※未成年者が奨学金に申し込むときは、親権者の同意が必要となりますが、事情により 親権者の同意を得られない場合は、森づくり課までお問い合わせください。

3 上記2に該当する場合、必要に応じて事実関係が確認できる証明書類の提出を求める場合があります。

事実関係が確認できる証明書類 (例)

事象	証明書類(例)
父母と死別	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
	・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書
	・弁護士による報告書
父又は母が DV 被害者	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に
	関する証明書」
父又は母が生死不明	 ・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
(行方不明)	「日日仲(言宗有寺による「日カイ明日祖文廷皿引」
父又は母が意識不	・主治医による「診断書」
明、精神疾患	· · · ·
出願人が両親ではな	・本人及び配偶者が記載された住民票(続柄が表示されて
く配偶者に扶養され	いるもの)又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本
ている	・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
家庭内暴力(DV 等)に	・公的機関による証明書
より父母と別居	ひょご及びによる目
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

Ⅷ 選考について

選考は、出願書類をもとに行います。選考結果は、「予約採用」、「補欠採用」、「不採用」の別に、願書提出後概ね1~2か月後を目途に本人あてに郵送で通知します。

(1) 予約採用について

予約採用の通知が届いたら、関係書類を取りそろえ、期日までに「森づくり課総務・森林企画担当」に提出してください。

進学先が願書に記載した学校と異なる場合でも、「III 1 出願資格(3頁)」に記載された学種であれば奨学金は貸与します。

入学一時金: 合格通知及び別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」とし、 奨学金を振り込みます。

月額奨学金:4月以降、進学先の在学証明書及び別に通知する書類の提出を確認して「正 式採用」とし、奨学金を振り込みます。

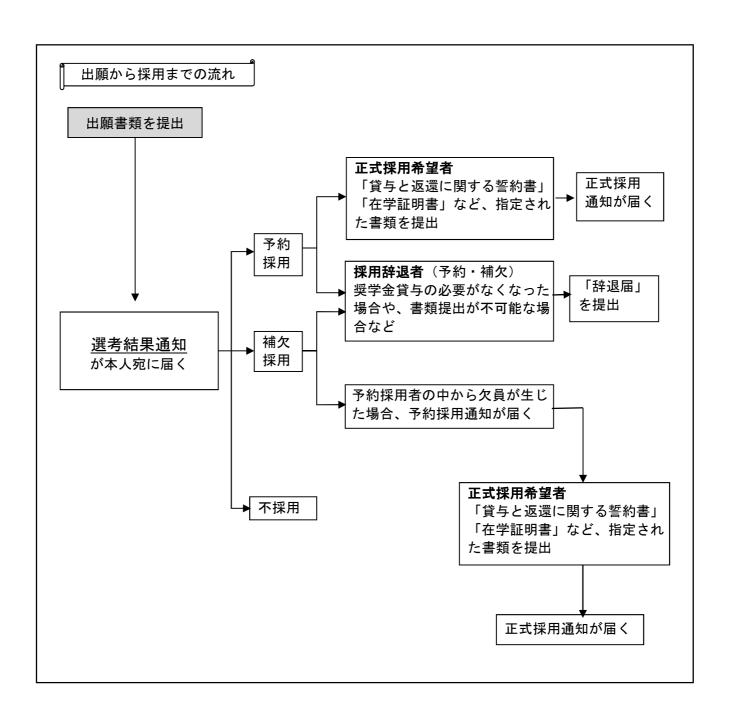
なお、<u>奨学金貸与の必要がなくなった場合や、</u>書類提出が不可能な場合などには速やかに「辞退届」を提出してください。

(2) 補欠採用について

願書受付順に審査を行い、予約採用者を決定しますが、予約採用者が定員を超えた場合は 補欠採用となります。補欠採用者は、予約採用者の中から欠員が生じた際に、補欠採用から予 約採用となる通知が届きます。

なお、令和6年度の予約採用者数・補欠採用者数の状況については埼玉県HPにて随時お知らせします。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/hondashogakukinboshu2.html



◎ 出願書類チェック表

願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認して不足がないように注意してください。 成績の要件、収入の要件等が条件を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合には不採用となり ます。

	提 出 書 類	確認欄 (ノ)
1	奨学生願書	
	・出願人本人名を記名しましたか?(未成年者は保護者の記名も必要です)	
	・連帯保証人名を記名しましたか?	
	・出願時に連帯保証人が未定の場合、願書の欄外にその旨記入しましたか?	
2	奨学生志望理由	
3	合格通知書の写し(該当者のみ)	
	・進学先が決定している場合は必ず提出してください。	
4	成績証明書(密封されたもの)	
5	推薦書(密封されたもの)	
6	本人及び世帯員に関する調書	
	・生計維持者を含め、出願人と同一生計の世帯員全員を記入しましたか?	
	・氏名や生年月日の漏れはありませんか?	
7	住民票(世帯全員の本籍・続柄が記載されたもの)	
	・6か月以内に交付されたものですか?・マイナンバーは記載されていませんか?	
8	生計維持者の(市町村民税)課税証明書または非課税証明書	
	・直近の内容のものですか? ※源泉徴収票は不可	
	・無収入の場合も添付されていますか?	
9	連帯保証人に関する書類	
	・住民票 (・6か月以内に交付されたものですか? ・本籍・続柄が記載されていますか? ・マイナンバーは掲載されていませんか?	
	・(市町村民税)課税証明書は直近の内容のものですか?※源泉徴収票は不可	
	・印鑑登録証明書:6か月以内に交付されたものですか?	
	・出願時に書類が間に合わない場合、願書の欄外にその旨記入しましたか?	

IX 願書等様式

- 1 様式第1号 奨学生願書
- 2 奨学生志望理由
- 3 様式第2号 推薦書
- 4 別紙1 本人及び世帯に関する調書

※様式は県のホームページ

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/hondashogakukinboshu2.html) の「出願書類様式(ダウンロード)」からダウンロードできます。



様式第1号

(第2条関係)

					奨	学	生	:	願	書						
(ふりが 氏	な) 名												年	月		日生
住	所(詳細り	こ記入	して	`くださレ	١,)				電	活				(自 (本人	宅) 携帯)
在学出身	校		部·禾	斗等`	まで)				在空	学年	年生業		等学度認在			
進学志	望校		郛• 乖	斗等 :	まで)								修業			年
	入	学一	時金										円			
希望事項				月額								円				
ず久	月	月額奨学金			期間	令和		年	月	から	令和	年	月言	きで		
なお 遵 守し た際は	、採、学	用さ生と	れた して く返	場合の本	分を守ること	本多静 り、勉 を誓約	六博	計士奨 :励む :す。	学資	金の生	資与に 類学会					
私は て責任				貸与	られる	本多静	·六博	类士镇	学金	に係る	る返還の)債務	につい	て通	丰帯	し
令	和		年	月					重帯(モ	保証人 名						
(あ	て先	i)	埼玉	. 県知 〒	事						ب	電話				
連	带	住	所	'							!	七叫				
保証	人	本力の関	人と 関係					生年月日				年		月		日生
保 護 ※ 本人	、が	住	所	₹						電話	5			·····	(自 [:] 携	
未成年の場	:者	氏	名								本人と 関係	<u>:</u> の		<u>\.</u>	175	<u>.111./.</u>

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

奨学生志望理由

(ふりがな)					
氏 名		年	月	日生	歳
在学(特	学部・科等まで)	在学年 :	年生	大学入学資	格検定
校 出 身			年卒	年度	合格
	学部 - 科等まで)				決定
進学志望校					未定

[※] 太枠内に100字以上で記入してください。

推薦書

在 学 校 (出身校)	
氏 名	
住 所	
推薦理由	
記入者氏名 面 談 日	

上記のとおり本多静六博士奨学生として適当と認め、推薦します。

令和 年 月 日

推薦者 職•氏名

(あて先)

埼玉県知事

本人及び世帯に関する調書

1 本人について

	氏名	生計維持者	生年月日	年齢	学校名	在学年	卒業 年度	高等学校 卒業程度 認定 合格年度
本人		志望校		決定・ 未決定	(未決定の場合) 合格発表日	事	事務局記.	入欄
	第一志望校							
	第二志望校							
	第三志望校							

- ※「生計維持者」欄は、出願者本人が生計維持者の場合〇をつけてください。
- ※出願者本人が生計維持者の場合、裏面の生計維持者が1人となる理由を記入してください。

2 世帯員について (出願時点で出願者と同一生計の人を記入してください。)

	一切天でする	· · II		—		0 ,	
続柄	氏名	生計維持者	生年月日	年齢	備考 (出願者と別居の場合は、 住居地を記載)	扶養	事務局記入欄

\times	「生計維持者	欄は、	牛計組	持者に〇	をつけてくだる	い。原則と	して父母(2名	;)です

- ※生計維持者が1名となる場合などは〇頁の「生計維持者について」を参照し、裏面の生計維持者が1人となる理由を記入してください。
- ※「扶養」欄は、令和5年12月31日時点で生計維持者の扶養となる子に〇を付けてください。

2	その他特別を	ナン 市性がも	2坦ムル	N 	I アノナご・	ナハ
J	ていだけれかい	は事用かめ	の场口は、	ひん いし 記り	こし しくだる	さしょっ

生計維持者が1人となる理由(生計維持者が父母2名でない人のみ該当する理由に〇を付けてください。)

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由	
	出願時点で、父または母と死別している。	
	出願時点で、父母の離婚等(※)により、父母いずれかと出願者は別生計である。(※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含む)	
父1名または母1名	出願時点で、父または母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎 通ができない状況である。	
	出願時点で、出願者が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。	
	出願時点で、父母と死別している。	
	出願時点で、父母が生死不明、、意識不明、精神疾患等のため意思疎通が できない状況である。	
父・母以外の親族等	出願時点で、出願者が結婚しており、父母ではなく生計維持者とした配偶者に扶養されている。(納税手続きにおいて出願者の夫(妻)の扶養に入っている。)	
	出願時点で、出願者が父母(父母のうち一方と離別・死別している場合は、もう一方)からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。	
	満18歳となる前日時点で(申込時18歳未満の場合は申し込み時点で社会的養護を必要とする人である。(児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類の提出が必要です。)	
	児童養護施設入所者等	
	自動自立支援施設入所者等	
	自動心理治療施設入所者等	
	自立援助ホーム入所者等	
	里親に養育されている(いた)	
出願者自身	ファミリーホームで養育されている(いた)	
(独立生計者)	出願時点で、父母と死別または父母が生死不明、意識不明、精神疾患のため 意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況である。	
	出願時点で、父母・祖父母ともに死別または父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができない状況であり、4兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない状況である。	
	出願時点で、出願者が父母(父母のうち一方と離別・死別している場合は、もう一方)からDV・虐待を受け避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。	
	出願時点で、出願者は結婚しており、出願者が自身の配偶者を扶養している場合 (納税手続きにおいて、配偶者の扶養者となっている。)	
上記いずれにも 該当しない場合		

- ・父母が健在であれば、専業主婦(夫)の場合でも、父母2名を生計維持者として申告が必要です。
- ・後日申告漏れが発覚し、生計維持者を追加することになる場合は、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

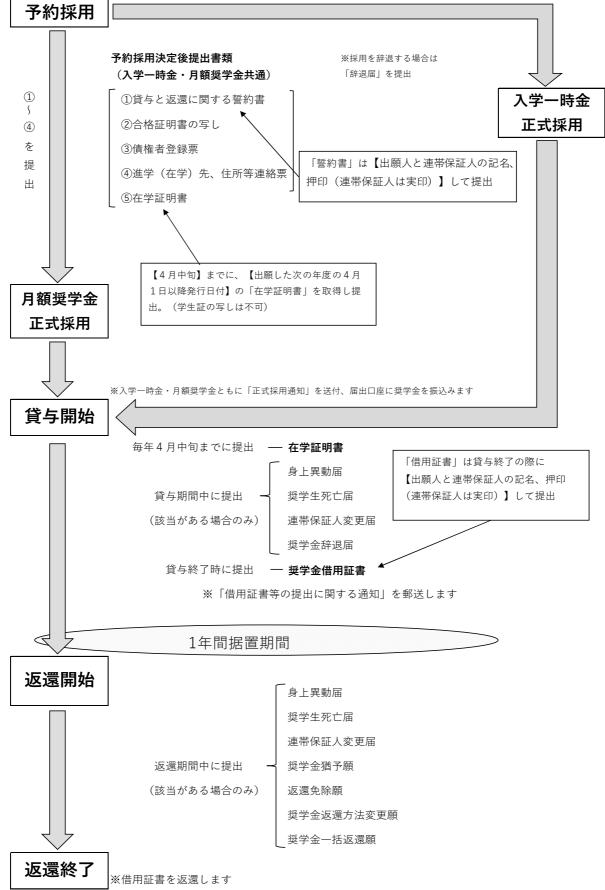
X 変更手続きについて

届出事項に変更が生じた場合や返還方法の変更を希望する場合は速やかに下記の書類を提出してください。様式は埼玉県HPからダウンロードできます。

【届出事項の変更】	本多静六奨学金 検索		
身上異動届	奨学生本人及び連帯保証人の住所、電話番号等の連絡先、氏名に		
(様式第4号)	変更があった場合は、速やかに提出してください。		
奨学生死亡届 (様式第 5 号)	連帯保証人が提出してください。		
(18743) (1)			
	場合は、直ちに別の連帯保証人を立てて連署の上、提出してくだ		
連帯保証人変更届	さい。(新連帯保証人の6か月以内に交付された住民票、印鑑登		
(様式第6号)	録証明書及び直近の課税証明書を添付してください)		
	す。		
 【返還方法の変更】	7 0		
	卒業後、さらに大学、大学院、専門学校等に進学した場合及び病		
시전 27년 V 기드기프 A7년 그 터드	気、その他の理由により返還が困難であると認められる場合に返		
奨学金返還猶予願	還猶予を受けることができます。猶予を受けようとするときは、		
(様式第8号)	理由を証明する書類を添付して、返還月の2か月前までに申請し		
	てください。		
	猶予の可否については審査の上決定します。		
	奨学生若しくは奨学金借受者が死亡したとき、または特別な理由		
1成 24 人 66 NENE 5 17人 EE	により以降の返還が不可能な状態にあると認められる場合に限っ		
奨学金等返還免除願	て、奨学金及び遅延利息の全部または一部の返還免除を受けるこ		
(様式第9号)	とができます。返還の免除を受けようとするときは、その理由を		
	証明する書類を添付して申請します。		
奨学金返還方法変更願	規定の範囲内で、返還時期、返還期間等の変更を希望するとき		
(別紙6)	に、返還月の2か月前までに申請します。		
奨学金一括返還願	奨学金の残額を一括で返還したいときは、返還希望月の1か月前		
(別紙5)	までに申請します。		

奨学金の予約採用決定時から返還終了時までの提出書類について

①~③を提出 (④は4月以降提出)



【よくある御質問】

- Q1:生計維持者とはなんですか
- A1:出願人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

生計維持者は、民法上の扶養義務や税制上の扶養控除対象者、その他の教育・ 福祉関連の制度における生計維持者の考え方と必ずしも一致しません。

詳しくは、16 頁の「WI 生計維持者について」や本多静六博士奨学金のホームページの「生計維持者についてQ&A」を参照してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/119068/seikeiijishaqa.pdf

- Q2:11月に推薦入試で大学合格となりました。大学から合格後すぐに入学金を振り込むよう連絡があります。すぐに入学一時金の貸与を受けたいのですが。
- A 2:入学一時は、予約採用になった場合、出願受付から貸与まで約2か月程度かかります。余裕を持ったスケジュールで出願していただきますようお願いいたします。
- Q3:出願の時点で、連帯保証人が未定の場合、採否に影響はありますか。
- A3:採否に影響はありません。なお、選考の結果「予約採用」となった場合は、連 帯保証人を決定していただきます



本多静六博士奨学金HP (出願は郵送または持参で受け付けをしています)

本多静六奨学金

